

**第 6 章****安全・安心****1 基本方針**

障害者が地域社会において、安全・安心して生活するためには安全・安心な暮らしを支える生活環境づくりというものが不可欠です。災害に備えのある安全で安心な暮らしを確保するため防災体制の充実や防災意識、災害対応力の向上を図ってまいります。

また犯罪のないまちづくりのための情報提供や関係機関の連携による防犯に対する意識の向上や社会問題化している消費者被害から障害者の消費者としての利益の保護を図ってまいります。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進
- (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

**2 現状と施策の方向性について****課題（1）防災対策の推進**

項目	現状	施策の方向性
1. 地域防災計画の充実	地域防災計画（25年1月改訂）に、災害時要配慮者の支援内容や取組み等について記載しております。	引き続き地域防災計画の充実を図ります。 [担当課] 危機管理課
2. 関係部局の連携の強化	災害時要援護者対策推進委員会により関係部局の連携を強化しています。	引き続き定期的に災害時要援護者対策推進委員会を開催することにより関係部局の連携を図ります。 [担当課] 危機管理課

項目	現状	施策の方向性
3. 避難所の整備	<p>小中学校及び高等学校の宿泊可能避難所に、車いすで利用できる仮設トイレや車いすを備蓄しました。</p> <p>また、福祉避難所には、刻み食・流動食になる食料や紙おむつ、おしり拭き等要配慮者に配慮した用品の備蓄を行っています。</p>	<p>平成26年度には、けん引式車いす補助装置を全避難所に備蓄するなど引き続き避難所の整備を図ります。</p> <p>備蓄の難しい要配慮者の資機材については、民間企業等との協定締結を検討するほか、自身の状況に応じた資機材については、自助として平時からの準備を働きかけます。</p> <p>[担当課] 危機管理課</p>
4. 福祉避難所の設置	避難生活に特別な配慮が必要な要配慮者の生活の場として、平成24年度に市公共施設33施設を福祉避難所として指定しました。	<p>福祉避難所を確保するため福祉避難所の指定を進めます。</p> <p>民間の社会福祉施設等について、福祉避難所として指定をするため、協定締結に努めます。</p> <p>[担当課] 危機管理課</p>
5. 緊急一時入所の協定締結	災害時における要配慮者の緊急一時入所の受け入れについて、市内の社会福祉施設等との協定締結に向け、平成24年度に各施設に調査したところ、受け入れスペース、マンパワー、備蓄品の保管場所などの課題が確認されました。	<p>障害者施設や高齢者施設等を運営する法人等に働きかけ、順次協定締結に努めます。</p> <p>[担当課] 危機管理課</p>

項目	現状	施策の方向性
6. 災害時の情報提供・緊急時の通報システムについて	<p>聴覚障害者に対してファクシミリを利用した F ネット事業やひとり暮らしまだそれに準ずる状態の重度身体障害者に対し緊急通報装置の貸与などを行っています。</p>	<p>引き続き F ネット事業や緊急通報装置の貸与を行っていきます。 [担当課] 障害福祉課</p>
7. 災害対応の充実	<p>市の総合防災訓練において、平成 25 年度に福祉避難所の開設訓練等を行い、要配慮者の受け入れについての訓練を行いました。また、福祉施設と防災 MCA 無線による通信訓練を行いました。</p> <p>各施設への実施指導の際に、防災訓練の実施の有無や避難通路等防災体制についてのチェックや指導を行っています。</p>	<p>今後も福祉避難所の開設訓練や各施設の防災体制の確認などを通し災害対応の充実を図っていきます。 [担当課] 危機管理課 障害福祉課</p>
8. 地域防災体制の整備	<p>平成 24 年 3 月に策定した「船橋市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき、町会・自治会、民生委員等に、要配慮者対策に関する説明会を行いました。</p> <p>また、要配慮者の支援についても触れられている「防災ハンドブック」を平成 25 年 3 月に作成し、全戸配布しました。</p> <p>平成 23 年度に災害時要援護者台帳を作成、平成 24 年度から毎年災害者要援護者名簿を整備し、社会福祉協議会に情報提供を行うなど、社会福祉協議会の安心登録カード事業と連携し、要配慮者に関する情報の地域での共有を図っています。</p>	<p>「船橋市災害時要援護者避難支援ガイドライン」や「防災ハンドブック」を活用し防災に関する啓発を図るほか、地域防災リーダー養成講座の充実など地域防災体制の整備に努めます。 [担当課] 危機管理課 地域福祉課 消防局</p>

## 課題（2）防犯対策の推進

項目	現状	施策の方向性
1. 防犯情報の提供 (※新規事業)	防犯情報・不審者情報等については、「船橋ひやり・ハッと防犯・交通安全情報」として登録者にEメールで配信しています。	「船橋ひやり・ハッと防犯・交通安全情報」について障害者の方の利用促進に努めます。 [担当課] 市民安全推進課
2. 関係機関の連携による犯罪被害の防止 (※新規事業)	警察と地域団体、行政等の連携により防犯活動を行い、犯罪被害の防止に努めています。	犯罪被害の防止のための地域の障害者団体、福祉施設との連携のあり方について検討します。 [担当課] 市民安全推進課

## 課題（3）消費者トラブルの防止及び被害からの救済

項目	現状	施策の方向性
1. 消費者トラブルに関する情報提供について (※新規事業)	消費者庁や、国民生活センター等からの情報を元に、広報紙やH P等により情報発信し、また、くらしの情報の発行により消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止に取り組んでいます。	消費者庁や、国民生活センター等からの情報は元より、関係部署からの障害者に関する情報を入手し、広報紙やH P、くらしの情報等により情報提供を行い、消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止に取り組みます。 [担当課] 消費生活課
2. 消費者トラブルに関する関係機関の連携 (※新規事業)	消費者庁、国民生活センター、千葉県、近隣市等との連携により情報交換を行うことで、消費者トラブルの防止や早期発見等に取り組んでいます。	関係部署との連携により、障害者団体を把握したうえで、今後の取り組みを検討します。 [担当課] 消費生活課

項目	現状	施策の方向性
3. 消費生活相談体制の整備 (※新規事業)	消費生活センターで消費生活相談を実施しているが、相談受付は来訪や電話による受付で行っています。	日ごろより、障害者からの相談も受けていますが、今後、専門的な研修等が実施される際は、受講について検討します。 [担当課] 消費生活課
4. 消費者教育の推進 (※新規事業)	町会・自治会、学校等において、まちづくり出前講座を実施、各会場に講師を派遣し、消費生活に役立つ知識や情報を提供しています。	障害者施設等においてもまちづくり出前講座を実施することにより、障害者等に対する消費者教育の推進に努めます。 [担当課] 消費生活課